

## 次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づいて、当法人では職員が仕事と子育てを両立しながら働き続けることができ、全職員がその能力を発揮できるようにするため、次のとおり行動計画を策定します。

### ◎計画期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

### ◎目標及び対策

子育てを行う職員等の職業生活と家庭生活との両立等を支援するための雇用環境の整備

#### ① 妊娠中や出産後における支援制度の周知

- ・妊娠中に利用できる支援制度

産前休暇

- ・出産後に利用できる支援制度

産後休暇

育児休業

時間外労働の制限

深夜業の制限

勤務時間の短縮措置

子の看護のための休暇

#### ② 子育て中の職員が働きやすい環境整備の実施

- ・施設内学童保育（小学校等の長期休暇期間中に実施）

#### ③ 男性職員の妻が妊娠または出産した場合に利用できる支援制度の周知

- ・妻の妊娠及び出産後に利用できる支援制度

出産休暇

育児休業

時間外労働の制限

深夜業の制限

勤務時間の短縮措置

子の看病のための休暇

働き方の見直しに資する多様な労働条件の整備

#### ① 年次有給休暇の取得促進

- ・年次有給休暇の取得について、年次有給休暇が取得しやすい職場環境を構築する

その他の次世代育成支援対策

#### ① 地域貢献活動

- ・地域の小・中・高校生の職場体験等訪問を積極的に受入れ、高齢者への理解を深めてもらう